

正 誤 表

『Q & A 実践固定資産税～課税客体編』につきまして、下記の誤り（文の欠落）がございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

つきましては、本書をお持ちの方は、太字の部分を補ってご利用くださいますようお願い申し上げます。

記

・ 416 頁 6 行目

誤	家屋と認め難いものがほとんどですので、 (以下、欠落)
正	家屋と認め難いものがほとんどですので、 他の一般家屋との権衡上課税客体としなければならないものを除いて、課税客体たる家屋とはしません（取扱通知（市）第 3 章 2）。

以上